

番 号 : 141069
 国 名 : モザンビーク
 担当部署 : アフリカ部アフリカ第三課
 件 名 : 円借款事業実施支援【有償勘定技術支援】

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務 : 円借款事業実施支援
- (2) 格 付 : 3号
- (3) 業務の種類 : 有償勘定技術支援

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間 : 2015年2月上旬から2016年3月下旬まで
- (2) 業務M/M : 国内 0.80M/M、現地 5.67M/M、合計 6.47M/M
- (3) 業務日数 : 準備期間 5日 第一次派遣期間 30日 国内作業期間 2日 第二次派遣期間 60日 国内作業期間 2日
 第三次派遣期間 80日 整理期間 7日

本業務においては複数の渡航により業務を実施することを想定しており、具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的な条件については、10. 特記事項を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数 : 1部
- (2) 見積書提出部数 : 1部
- (3) 提出期限 : 1月7日(12時まで)
- (4) 提出方法 : 専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は
 郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル) (いずれも提出期限時刻必着)

※2014年 2月26日以降の業務実施契約(単独型) 公示案件(再公示含む) より、電子媒体による簡易プロポーザルの提出を本格導入しています。

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>お知らせ>「コンサルタント等契約における業務実施契約(単独型) 簡易プロポーザルの電子提出本格導入について」(http://www.jica.go.jp/announce/information/20140204_02.html)) をご覧ください。なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご注意ください。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点等

- ①業務実施の基本方針 16点
- ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事予定者の経験・能力等 :
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点

(計100点)

類似業務	円借款事業実施監理に係る各種業務
対象国/類似地域	モザンビーク/全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：本業務が対象とする案件に参加している企業
- (2) 必要予防接種：入国条件として必要ではありませんが狂犬病の予防接種をお勧めします。

6. 業務の背景

モザンビークにおいて我が国は「モンテプエス - リシガ間道路事業（2007年3月L/A調印）」、「ナンプラ - クアンバ間道路改善事業（2010年3月L/A調印）」、「ナカラ港開発事業（I）（2013年3月L/A調印）」、「マンディンバ - リシガ道路改善事業（2013年11月L/A調印）」、「マプト・ガス複合式火力発電所整備事業（2014年1月L/A調印）」の5件の円借款事業を実施中であり、今後も継続的に有償資金協力案件を形成していく方針である。特に我が国が重点的な協力を行っているモザンビーク北部開発の重要な地域であるナカラ回廊の開発を進めるにあたって、有償資金協力によるインフラ整備は、経済・社会開発基盤整備を通じ農業及び鉱物資源開発を中心とした同地域の地域開発に貢献することから、極めて重要な事業として期待・注目されている。かかる状況の下、道路3案件に関しては、現在、実施機関である道路公社（Administração Nacional de Estradas、以下ANE）への専門家派遣を通じた事業実施監視促進支援を行っており、特にボトルネックとなっていたディスバースの遅延が改善する等、一定の成果が確認されている。ただし、依然契約管理能力に課題が見られることなどから、今後ANEが自立して円借款事業の実施監視を行っていくためには、引き続き人材育成を通じた支援の必要性がある。また、残り2案件に関しては、実施機関である運輸通信省（Ministry of Transportation & Communication、以下MTC）、電力公社（Electricidade de Moçambique、以下EDM）共に初の円借款事業であるため、今後本格的に本体工事のディスバースが開始されるまでに円借款事業への理解促進を図り、かつOJTを通じディスバースを確実に行うことができるよう能力強化を行っていくことが、事業実施上、極めて重要である。

これら現状を踏まえ、本アドバイザーを派遣し、実施機関であるANE、MTC、EDMによる事業実施を支援すると共に（それぞれカウンターパートを配置）、財務省を含むその他ディスバース関連機関、協調融資実施機関であるアフリカ開発銀行も含めた関係機関における課題の分析及び改善策を提案・実行し、有償資金協力全体の案件形成・事業実施監視能力の向上に向けた適切な助言を行うこととする。併せて、今後の有償資金協力案件形成に資する、他ドナーの動向を含む関連情報の収集についても取り組むこととする。加えて、モザンビークはIMFの債務持続性評価（DSA：Debt Sustainability Analysis）において中リスク国となっており、随時マクロ経済情報について把握・アップデートしていくことが重要であることから、本件についても当該専門家が必要なフォローを行うこととする。

7. 業務の内容

本業務従事者は、ANE及びMTCを主たるカウンターパート（C/P）とする一方、EDMは必要に応じて支援し、その他円借款貸付実行関係者（財務省、モザンビーク中央銀行、アフリカ開発銀行、実施中案件のコンサルタント、施工業者）とも調整しながら、実施中の円借款事業の進捗監視を含む実施監視及び貸付実行促進支援を行う。また、本業務を通じ契約管理や貸付実行業務に係るOJTやワークショップを行うことで、モザンビーク国政府の人材育成を行い、もって同国の円借款調達・実施監視能力強化を図る。加えて、今後の案件形成に向けた情報収集、他ドナーの動向、IMF、世銀、財務省等へのマクロ経済に係る定期的な情報収集を行う。活動実施にあたっては、本邦においてはJICAアフリカ部、現地においてはJICAモザンビーク事務所と緊密な連絡調整を行う。

(1) 国内準備期間(2015年2月上旬)

- ① これまでモザンビークにおいてJICAが行ってきた円借款事業に関して、各種報告書並びに地域部・課題部・審査部担当等の関係者からの情報収集を通じて、協力概要を把握する。
- ② 各種報告書等を通じアフリカ開発銀行等との協調融資スキームを把握する。
- ③ ワークプラン案(和文・英文)を作成し、JICAアフリカ部に提出の上、説明を行う。

(2) 第一次現地派遣期間(2015年2月中旬～3月中旬)

- ① 現地業務開始時にJICAモザンビーク事務所及びC/P機関にワークプランを提出、説明の上、業務内容を確認する。
- ② 他ドナーや貸付実行関連機関及び円借款個別事業に関して、現地活動に必要な基礎情報を収集する。

- ③ 実施中案件の貸付実行プロセスを中心とした業務手続きをレビューし、課題の抽出、分析を行う。
- ④ 上記②、③を踏まえ、各 C/P に対して、円借款事業手続き理解促進・能力強化のための指導及び実施促進を行う。
 - (ア) 契約管理に関する助言・指導
 - (イ) 貸付実行書類作成に関する助言・指導
 - (ウ) 貸付実行関連業務改善のための提言及び助言・指導
 - (エ) 貸付実行業務に係るフローチャートの作成
 - (オ) 貸付実行書類を確認する際のポイントをまとめたチェックリストの完成
 - (カ) 現地調査（想定される地域：ナンプラ州、ニアッサ州、ナカラ港）を踏まえた、進捗監理を中心とした事業実施監理に係る助言・指導
- ⑤ その他円借款貸付実行関連機関との密な連携・調整を通じ、円借款事業実施体制の構築を図るとともに、関係機関との信頼関係強化を図る。
- ⑥ JICAモザンビーク事務所が実施する新規案件形成のための情報収集を支援する。
- ⑦ JICAモザンビーク事務所が実施する他ドナーの動向に係る情報収集を支援する。
- ⑧ JICAモザンビーク事務所が実施するIMF、世銀、財務省へのマクロ経済に係る定期的な情報収集を支援する。
- ⑨ 現地業務完了に際し、業務の成果、助言等を含む現地業務結果報告書(英文)を作成し、C/P機関及びJICAモザンビーク事務所に提出し、報告を行う。

(3) 国内作業期間(2015年6月上旬)

- ① JICAアフリカ部に対し現地業務結果報告書(英文)の説明を行う。
- ② 前回派遣を踏まえ、ワークプラン案(和文・英文)を作成し、JICAアフリカ部に提出の上、説明を行う。

(4) 第二次現地派遣期間(2015年6月中旬～8月中旬)

- ① 現地業務開始時にJICAモザンビーク事務所及びC/P機関にワークプランを提出、説明の上、業務内容を確認する。
- ② C/Pによる円借款関連業務の改善状況をレビューする。
- ③ ②を踏まえ、C/Pに対して、円借款事業手続き理解促進のための指導及び実施促進を行う。
 - (ア) 円借款業務改善の進捗確認及び(必要に応じて)更なる改善案の提示
 - (イ) 実施中案件の契約管理に関する助言・指導
 - (ウ) 貸付実行書類作成に関する助言・指導
 - (エ) 貸付実行関連業務改善のための提言及び助言・指導
 - (オ) 貸付実行・調達能力強化ワークショップの開催（開催回数：1回（1日）、対象人数：10～20名程度、対象：C/P機関やその他円借款貸付実行関係者を想定）
 - (カ) 現地調査（想定される地域：ナンプラ州、ニアッサ州、ナカラ港）を踏まえた、進捗監理を中心とした事業実施監理に係る助言・指導
- ④ その他円借款貸付実行関連機関との密な連携・調整を通じ、円借款事業実施体制の構築を図るとともに、関係機関との信頼関係強化を図る。
- ⑤ 新規案件形成のための情報収集を支援する。
- ⑥ 他ドナーの動向に係る情報収集を支援する。
- ⑦ JICAモザンビーク事務所が実施するIMF、世銀、財務省へのマクロ経済に係る定期的な情報収集を支援する。
- ⑧ 現地業務完了に際し、業務の成果、助言等を含む現地業務結果報告書(英文)を作成し、C/P機関及びJICAモザンビーク事務所に提出し、報告を行う。

(5) 国内作業期間(2015年9月上旬)

- ① JICAアフリカ部に対し現地業務結果報告書(英文)の説明を行う。
- ② 前回派遣を踏まえ、ワークプラン案(和文・英文)を作成し、JICAアフリカ部に提出の上、説明を行う。

(6) 第三次現地派遣期間(2015年9月下旬～12月中旬)

- ① 現地業務開始時にJICAモザンビーク事務所及びC/P機関にワークプランを提出、説明の上、業務内容を確認する。
- ② C/Pによる円借款関連業務の改善状況をレビューする。
- ③ ②を踏まえ、C/Pに対して、円借款事業手続き理解促進のための指導及び実施促進を行う。
 - (ア) 円借款業務改善の進捗確認及び(必要に応じて)更なる改善案の提示
 - (イ) 実施中案件の契約管理に関する助言・指導
 - (ウ) 貸付実行書類作成に関する助言・指導
 - (エ) 貸付実行関連業務改善のための提言及び助言・指導
 - (オ) 貸付実行・調達能力強化ワークショップの開催(開催回数:1回(1日)、対象人数:10～20名程度、対象:C/P機関やその他円借款貸付実行関係者を想定)
 - (カ) 現地調査(想定される地域:ナンプラ州、ニアッサ州、ナカラ港)を踏まえた、進捗監理を中心とした事業実施監理に係る助言・指導
- ④ その他円借款貸付実行関連機関との密な連携・調整を通じ、円借款事業実施体制の構築を図るとともに、関係機関との信頼関係強化を図る。
- ⑤ 新規案件形成のための情報収集を支援する。
- ⑥ 他ドナーの動向に係る情報収集を支援する。
- ⑦ JICAモザンビーク事務所が実施するIMF、世銀、財務省へのマクロ経済に係る定期的な情報収集を支援する。
- ⑧ 現地業務完了に際し、業務の成果、助言等を含む現地業務結果報告書(英文)を作成し、C/P機関及びJICAモザンビーク事務所に提出し、報告を行う。

(7) 帰国後整理期間(2015年12月下旬)

- ① JICAアフリカ部に対し現地業務結果報告書(英文)の説明を行う。
- ② 専門家業務完了報告書(和文)を作成し、JICAアフリカ部に提出、今後の課題も含めた報告を行う。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は(3) 専門家業務完了報告書とする。

- (1) ワークプラン(和文2部・英文5部:JICAアフリカ部、JICAモザンビーク事務所、C/P機関)、現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために、業務開始時に全体期間について、各派遣時に各派遣について作成。業務の具体的内容(案)などを記載。
- (2) 現地業務結果報告書(英文5部:JICAアフリカ部、JICAモザンビーク事務所、C/P機関)
各派遣について作成する。記載項目は以下のとおり。
 - 1) 業務の具体的内容(契約管理・貸付実行業務の指導内容、各種情報収集、ワークショップ実施結果等)
 - 2) 業務の達成状況
- (3) 専門家業務完了報告書(和文2部:JICAアフリカ部、JICAモザンビーク事務所)
記載項目は以下のとおり。
 - 1) 業務の具体的内容(契約管理・貸付実行業務の指導内容、各種情報収集、ワークショップ実施結果等)
 - 2) 業務の達成状況
 - 3) 業務実施上遭遇した課題とその対処
 - 4) 各C/P機関の円借款実施監理上残された課題・改善のための提言
 - 5) その他

体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出することとする。また、現地派遣期間中の業務従事月報を作成し、JICAモザンビーク事務所に提出すること。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「JICAコンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含まず（見積を計上して下さい）。航空賃については、香港/シンガポール・ヨハネスブルグ経由を標準とします。

(2) 臨時会計役の委嘱

以下に記載の一般業務費については、当機構モザンビーク事務所より業務従事者に対し、臨時会計役を委嘱する予定です（当該経費は契約には含まませんので、見積書への記載は不要です）。

- ・ 通訳・補助要員費：18,300円×1人×15日＝274,000円
- ・ 車両関係費：14,100円×100日＝1,410,000円
- ・ 任国内旅費：60,000×1回＝60,000円
- ・ 通信及び郵便に係る経費：2,000円×10＝20,000円、7,000円×55＝385,000円
- ・ 資料作成費：5,000円×55＝375,000円

臨時会計役とは、会計役としての職務（例：現地業務費の受取り、支出、精算）を必要な期間（例：現地出張期間）に限り機構から委嘱される方のことをいいます。臨時会計役に委嘱された方は、「善良な管理者の注意義務」をもって、経費を取り扱うことが求められます。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

1) 現地業務日程

現地派遣期間は2015年2月中旬～2015年3月中旬、6月中旬～8月中旬、9月下旬～12月中旬を予定していますが、ある程度の日程調整は可能です。

2) 現地での業務体制

本専門家1名のみを派遣予定。（他の専門家の派遣予定はありません。）

3) 便宜供与内容

当機構モザンビーク事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

① 空港送迎

なし

② 宿舎手配

なし

③ 車両借上げ

なし

④ 通訳備上

なし

⑤ 現地日程のアレンジ

なし

⑥ 執務スペースの提供

ANE、MTC、EDM内の執務スペース提供（インターネット利用可）

※③、④については、基本的に、臨時会計役として本専門家が行うこととする。

(2) 参考資料

ア 「円借款事業の調達及びコンサルタント雇用ガイドラインに係るハンドブック」

http://www.jica.go.jp/activities/schemes/finance_co/procedure/guideline/handbook/english.html

イ 「モンテプエス-リシंगा間道路事業」

http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2006_MZ-P1_1_s.pdf

ウ 「ナンプラクアンバ間道路改善事業」

http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2009_MZ-P2_1_s.pdf

エ 「マンディンバ-リシंगा道路改善事業」

http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2012_MZ-P3_1_s.pdf

オ 「マプト・ガス複合式火力発電所整備事業」

http://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/pdf/2013_MZ-P5_1_s.pdf

カ 「円借款システム」

http://www2.jica.go.jp/ja/yen_loan/index.php/module/search?anken_name=&area1=0&area2=0&area3=0&country1=95&country2=0&country3=0§ion1=0§ion2=0§ion3=0&industry1=0&industry2=0&industry3=0&anken_kubun=0&chotatsu_kubun=0&from_year=&to_year=&submit=%8C%9F%8D%F5

(3) その他

- 1) 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

以上